

# 相続人代表者指定(変更)届

(固定資産税・町県民税)

年 月 日

志免町長 世利良末 様

住所 \_\_\_\_\_  
フリガナ \_\_\_\_\_  
相続人代表者 氏名 \_\_\_\_\_  
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日  
電話 \_\_\_\_\_ 相続分 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_  
被相続人からみた続柄 配偶者・子・その他( )

次のとおり、被相続人に係る固定資産税(町県民税)の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法(昭和25年法律第226号)第9条の2第1項の規定により届け出します。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法(昭和25年法律第226号)第343条第2項にいう納税義務者の代表とすることをあわせて申し出します。

被相続人	亡くなった方の氏名	住所	死亡年月日	
	フリガナ			

  

相続人	氏名	住所	続柄	相続分
	フリガナ		配偶者・子 その他( )	/
	フリガナ		配偶者・子 その他( )	/
	フリガナ		配偶者・子 その他( )	/
	フリガナ		配偶者・子 その他( )	/
	フリガナ		配偶者・子 その他( )	/

処理欄	被相続人納税者コード	相続人代表者納税者コード	共有	端末入力	確認	
	備考			有		
				無		

- ※相続分の欄は確定している場合のみご記入ください。
- ※相続人本人の署名が困難な場合、本人の了解を得ただけであれば代筆でも構いません。欄が足りない場合は、別紙(様式は問いません)にご記入ください。
- ※納税通知書は、相続人等の代表者の方に送付します。
- ※限定承認、相続を放棄された方は、家庭裁判所の証明書のコピーを添付してください。
- ※この書類が提出されない場合で、下記の(1)(2)の様な場合は地方税法(昭和25年法律第226号)第9条の2第2項の規定により、町長が相続人のうち今回の通知者を代表者として指定させていただきますので、ご了承願います。
  - (1)相続人が2人以上ある場合の相続
  - (2)相続人が不明のとき

### 【問い合わせ先】

志免町役場 税務課 固定資産税係 TEL 092-935-1015  
町県民税係 TEL 092-935-1014